

山内自治振興会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、山内自治振興会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、山内地区住民の自主的な参画と協力により、個性と活力にあふれた地域づくりを推進し、住民の創意工夫と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らせるふるさとづくりに努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康づくり、福祉の増進に関する活動
- (2) 快適な生活環境及び景観の保全に関する活動
- (3) 暮らしの安全、安心、防災に関する活動
- (4) 教育・人権尊重・文化・スポーツに関する活動
- (5) 産業の継承と創出に関する活動
- (6) 地域活性化と交流促進に関する活動
- (7) その他本会の目的達成に必要な活動

(構成員)

第4条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 山内地区内に居住する住民
- (2) 山内地区内で活動する各種団体で本会が認めた者
- (3) 山内地区内で事業を行う個人並びに法人で本会が認めた者
- (4) 本会の趣旨に賛同し本会が認めた者

(運営委員)

第5条 本会の組織を運営する運営委員は次のとおりとする。

- (1) 区長
- (2) 区選出委員
- (3) 各種団体代表
- (4) 個人または法人事業者
- (5) 本会の趣旨に賛同し本会が認めた者

(事務所)

第6条 本会の事務所は、甲賀市土山町黒川1970番地 山内地域市民センター内におく。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長 3名
- (6) 事業交付金委員長 1名

- (7) 事務局長 1名
- 2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選出する。
- 3 副会長3名のうち1名は山内学区区長会長がその職にあたり、1名は事務局長を兼務する。
- 4 事務局長は副会長の中より会長が指名し、総会において承認を得る。
- 5 部会長及び事業交付金委員長は、部会員及び事業交付金委員の互選とする。

(任期)

第8条 本会の役員及び運営委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 本会の事業を円滑に実施遂行するために事務局を設置する。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 第7条第3項以外の副会長は事業担当とし、本会の事業全般を統括する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (5) 監事は、本会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告する。
- (6) 部会長は、各部会を代表し、部会を統括する。
- (7) 事業交付金委員長は、委員会を代表し、委員会を統括する。
- (8) 事務局長は、本会の事務を総括する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、理事会及び専門部会並びに事業交付金委員会とする。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は、構成する者の過半数以上の出席でもって開催することができる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長、会長、部会長または事業交付金委員長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は代議員制とし、山内地区9区より選出された代議員（各区の副区長、会計、組長）をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、総会を構成する者の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (3) 事業計画の変更及び補正予算等に関すること。
 - (4) 役員の選出に関すること。
 - (5) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (6) その他重要事項に関すること。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長、副会長、会計、事務局長及び各専門部会の部会長と事業交付金委員長をもって構成する。
- 2 理事会は、総会において諮るべき事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 理事会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、理事会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、理事会を構成する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

- 第15条 専門部会は、総会及び理事会で決定された方針等に基づき事業を実施する。
- 2 専門部会は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉部会
 - (2) 安心環境部会
 - (3) 山内夢づくり部会
 - 3 部会員は、本会の運営委員及び本会の構成員の中から希望した者により構成する。
 - 4 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これを代行する。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業交付金委員会)

- 第16条 事業交付金委員会は、各区からの要望に基づき適切に基礎交付金の配分を決定する。
- 2 委員は、山内地区9区の各区長及び本会の理事により構成する。
 - 3 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

- 第17条 本会の会計は山内自治振興会一般会計及び山内自治振興会地域活動促進特別会計より成立する。
- 2 本会の運営等に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
 - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、設立初年度においては設立の日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

- 第18条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成23年4月21日より施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月25日より施行する。

山内自治振興会地域活動促進特別会計規約

(設置)

第1条 山内自治振興会規約第17条第1項の規定により山内自治振興会地域活動促進特別会計（以下、「山内自治振興会特別会計」と称する。）を設置する。

(目的)

第2条 山内自治振興会特別会計は山内自治振興会規約第2条の目的に沿った事業において、自治振興交付金で支出することが困難な事業等において、寄付金や自主財源等を活用し、当該事業が円滑に実施できるよう設置するものである。

(歳入及び歳出)

第3条 前条に掲げる特別会計の歳入及び歳出は、次に定めるところによる。

2 繰入金、寄付金、雑収入をもって歳入とし、地域活動費、繰出金、予備費をもってその歳出とする。

(予算の弾力条項)

第4条 山内自治振興会特別会計においては、地域発展のために行われる諸事業について、収入が予算に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内において、当該事業に必要な経費の支出に充てるために増額することができる。

付 則

この規約は、平成24年4月25日より施行する。